

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年3月まで

私たち夫婦は、税の申告と国民年金の加入を勧められて市役所で手続をし、保険料を夫婦一緒に納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険庁の特殊台帳(マイクロフィルム)は、市役所に保存されている国民年金台帳と異なっており、進達誤りと見られる納付記録が確認できるほか、国民年金手帳記号番号の払出記録自体に過誤が疑われる上、昭和49年10月から50年3月までの6か月分の国民年金保険料が重複納付されたままになっていたなど不自然な記録が確認できるため、行政側の収納事務又は記録管理に不備があったと推察される。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、申立期間の直後である昭和49年4月以降、申立人夫婦共に国民年金保険料を納付し続けていることから、申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人は「商工団体で国民年金の加入を勧められて加入手続をし、当時は経済的にも国民年金保険料を納付できない事情はなかった。」と述べており、その加入時期及び保険料の納付状況を比較的鮮明に記憶していることから、申立人は申立期間について保険料を納付していたと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私たち夫婦は、税の申告と国民年金の加入を勧められて市役所で手続をし、保険料を夫婦一緒に納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫に係る社会保険庁の特殊台帳(マイクロフィルム)は、市役所に保存されている国民年金台帳と異なっており、進達誤りと見られる納付記録が確認できるほか、国民年金手帳記号番号の払出記録自体に過誤が疑われる上、昭和49年10月から50年3月までの6か月分の国民年金保険料が重複納付されたままになっていたなど不自然な記録が確認できる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、申立期間の直後である昭和49年4月以降、申立人夫婦共に国民年金保険料を納付し続けていることから、申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくく、申立人の納付記録においても行政の過誤の疑いが推察される。

さらに、申立人の国民年金に係る手続をしたその夫は、「商工団体で国民年金の加入を勧められて加入手続をし、当時は経済的にも国民年金保険料を納付できなかった事情ではなかった。」と述べており、その加入時期及び保険料の納付状況を比較的鮮明に記憶していることから、申立人は申立期間について保険料を納付していたと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 745

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年12月まで
夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の元妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の家計簿を保存しており、国民年金保険料の金額が記載されており、その金額は申立期間における保険料額と一致している上、家計簿のその他の記載内容から信憑性^{びよう}が高いものであると認められる。

また、申立期間の前後において、申立人は国民年金保険料を現年度納付しており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻についても、申立期間の保険料は納付済みである。

さらに、申立人の納付記録には、申立期間当時、特例納付した記録^{そきゅう}が遡及して追加処理されるなど、申立人に係る記録管理に行政の過誤があった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月から40年3月まで
②平成元年7月

申立期間①について、市役所の職員から特例納付制度を教えてもらい、夫婦共に昭和36年4月まで^{さかのぼ}遡り、分割で国民年金保険料を納めたため、未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②当時、口座振替を利用して、保険料を納付しており、残高不足になった記憶も無く、前後の期間も納付しているのに、申立期間②のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、夫婦二人分で14万円から15万円ぐらいの保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人夫婦は国民年金手帳記号番号の払い出された昭和48年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推測され、その後に実施された第2回特例納付及び過年度納付により36年4月に^{さかのぼ}遡り国民年金保険料を納付したとすると、夫婦併せて20万円を超える保険料を納付することになり、申立人の記憶する納付額と齟齬がある。

一方、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立人夫婦は昭和40年度から45年度までの国民年金保険料を特例納付するとともに、46年度及び47年度の保険料を過年度納付しており、その納付額は夫婦併せて15万円ぐらいになり、申立人の記憶する国民年金保険料額とほぼ一致する。

また、申立人の夫も申立期間の国民年金保険料は未納であり、ほかに保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

2 申立期間②は、1か月と短期間であり、その前後の期間に国民年金保険料の納付に遅れがあったことはうかがえない。

また、申立人夫婦の国民年金保険料の収納年月日が確認できる平成2年度の納付記録を見ると、夫婦同一日に保険料が納付されていることから、申立期間②当時、申立人夫婦は同時に保険料を納付していたと推認され、申立人の夫については、申立期間②の保険料を納付済みであることから、申立人についても、保険料が納付されていたと考えても不自然ではない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から41年3月まで

申立期間当時、姑が婦人会を通して国民年金保険料を納付してくれていた。地域柄、保険料を納付しないことは考えにくく、私も婦人会で保険料の集金をしていたことがあり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、婦人会による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、婦人会における保険料の集金方法も申立内容のとおりであったことが認められ、申立人が居住していた市では婦人会による保険料の集金体制が整備されていたことがうかがえる。

また、申立期間当時、近隣に居住していた者が「申立人宅にも国民年金保険料の集金に行っており、地域柄、保険料を納付しないことは考えにくい。」と述べており、この証言者が記憶している当時の婦人会支部長及び副支部長とされる人物も国民年金加入期間において保険料の未納が無いことが確認できた。

さらに、申立人は申立期間を除いて国民年金保険料を完納しており、納付日が確認できる昭和47年から52年までは納付期限内に保険料を納付している上、申立期間の前後において生活状況の著しい変化が無く、申立人の夫の収入からも保険料の納付に困る状況でないため、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和 33 年 7 月 14 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、34 年 6 月 12 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 33 年 7 月 14 日から 36 年 12 月まで
(A事業所)
②昭和 37 年 2 月 27 日から 38 年 12 月まで
(B事業所)
③昭和 39 年 10 月 26 日から 41 年 10 月 11 日まで
(C事業所)
④昭和 43 年 2 月 21 日から 47 年 9 月まで
(C事業所)
⑤昭和 48 年 12 月 26 日から 58 年 4 月まで
(D事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 33 年 7 月 14 日から 34 年 6 月 12 日までの期間について、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の A 事業所における厚生年金保険の被保険者期間が確認できたことから、申立人が、当該期間について、A 事業所において厚生年金保険被保

険者であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、A事業所の事業主は、申立人が昭和33年7月14日に被保険者資格を取得し、34年6月12日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和34年6月12日から36年12月までの期間については、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号1496番（昭和34年4月10日取得）から同番号2074番（昭和37年2月28日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、当該期間のうち、昭和36年4月からは国民年金に加入し、国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

申立期間②について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立てに係るB事業所について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号119番（昭和37年1月9日取得）から同番号169番（昭和39年4月1日取得）において、申立人は、同番号119番（昭和37年1月9日取得、同年2月27日喪失）として厚生年金保険の被保険者となった記録が確認できるほかには、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、当該期間においては国民年金に加入し、国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

申立期間③及び④について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立てに係るC事業所について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号6番（昭和39年2月13日取得）からC事業所の最後の被保険者である同番号17番（昭和43年4月1日取得）において、申立人は、同番号6番（昭和39年2月13日取得、同年10月26日喪失）、15番（昭和41年10月11日取得、43年2月21日喪失）として厚生年金保険の被保険者となった記録が確認できるほかには、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、当該期間のうち、昭和39年11月から41年9月までの期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人は、当該期間のうち、昭

和 41 年 1 月 6 日からは、夫が加入する政府管掌健康保険の被扶養者になっていることが確認できる。

申立期間⑤について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立てに係る D 事業所について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号 27 番（昭和 48 年 10 月 1 日取得）から D 事業所の最後の被保険者である同番号 262 番（昭和 58 年 1 月 19 日取得）において、申立人は、同番号 27 番（昭和 48 年 10 月 1 日取得、同年 12 月 26 日喪失）として厚生年金保険の被保険者となった記録が確認できるほかには、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、雇用保険の加入記録において、申立人の申立期間に係る加入記録は確認できない。

加えて、E 市に照会したところ、申立人は、当該期間のうち、昭和 50 年 9 月からは、国民健康保険に加入しているとの回答があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年11月1日に、資格喪失日に係る記録を47年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月1日から47年10月1日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

A事業所では常用で勤務しており、在籍証明書もあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた同僚の証言並びにA事業所が提出した在籍証明書及び履歴書などから、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の経緯によりA事業所に勤務した者及び申立人と同時期に同様の業務に従事していた同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、A事業所に照会したところ、「申立人は履歴書で管理されていたことから正規職員であるので、通常、厚生年金保険に加入し、保険料を控除していたと考える。」との回答を得た。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が提出した履歴書に

記載された月給額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年11月から47年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されたことが認められることから、申立人のA組合における資格取得日に係る記録を昭和56年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月21日から同年6月21日まで

B事業所入社後、昭和56年5月21日に同社のA組合に転勤となったが、同組合における厚生年金保険の資格取得日が同年6月21日となっており1か月の空白期間がある。

同じグループ内の異動であり、継続して勤務していたので、この1か月の空白期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険、健康保険組合の加入記録、在籍証明書及び人事記録等から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和56年5月21日にB事業所からA組合に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理するA組合に係る昭和56年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡国民年金 事案 748

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は苦しい生活の中でも、一生懸命国民年金保険料を納めてきた。保険料は集金人が集めに来ており、保険料は50円か100円程度だったと記憶しているが、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金保険料を集金人に納付していたと述べているものの、申立期間当時の住所地の記憶が曖昧であり、国民年金の加入手続等についての具体的な記憶がほとんど無く、状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年7月に払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測され、過年度納付した記憶も無いため、申立人は国民年金に加入した昭和38年度の現年度保険料から納付を開始したと考えられる。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこともうかがえず、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 749

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から43年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から43年8月まで

私の姉は、父親が国民年金の加入手続をしてくれて、現在満額の年金を受給している。私も父親が加入手続し国民年金保険料を納付してくれたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の父親は既に他界しており、当時の状況は不明である。

また、申立人の母親、兄及び姉については、国民年金制度開始当初の昭和36年4月に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているが、その時点では申立人は満20歳に達しておらず、ほかの家族と同時に国民年金の加入手続を行うことはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年2月に任意加入被保険者として払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、申立人は現在所持している国民年金手帳（昭和46年2月2日交付）以外の国民年金手帳の交付は無いとしているなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえない。

加えて、申立期間のうち昭和42年10月から43年8月までは、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることから、申立人の国民年金への加入については任意加入となり、申立人は制度上、加入手続を行った時から、さかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

そのほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 750

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
市役所の職員から特例納付制度を教えてもらい、夫婦共に昭和36年4月まで^{さかのぼ}遡り、分割で国民年金保険料を納めたため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分で14万円から15万円ぐらいの保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人夫婦は国民年金手帳記号番号の払い出された昭和48年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推測され、その後に実施された第2回特例納付及び過年度納付により36年4月に^{さかのぼ}遡り国民年金保険料を納付したとすると、夫婦併せて20万円を超える保険料を納付することになり、申立人の記憶する納付額と齟齬がある。

一方、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立人夫婦は昭和40年度から45年度までの国民年金保険料を特例納付するとともに、46年度及び47年度の保険料を過年度納付しており、その納付額は夫婦併せて15万円ぐらいになり、申立人の記憶する国民年金保険料額とほぼ一致する。

また、申立人は国民年金に加入したとみられる昭和48年1月ごろにおいて、年金受給権を取得することを考慮に入れて、特例納付月数を計算したと考えても不自然ではなく、この結果、満60歳時点で申立人は309か月分保険料を納付している。

さらに、申立人の妻も申立期間の国民年金保険料は未納であり、ほかに保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年3月まで

私は、昭和52年11月ごろ国民年金に任意加入し、59年に脱退するまでの国民年金保険料について、夫が勤務していた金融機関の窓口で、夫が納付書により納付していた。

申立期間に係る保険料額に相当する振替出金が昭和59年1月24日にあったことが通帳に記載されており、納期限に遅れた記憶は無いことから、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には申立期間以外にも複数の未加入期間がある。

また、申立人が居住する市の国民年金被保険者記録には、申立人の任意加入被保険者資格喪失日が昭和58年10月13日とされており、申立期間は未加入期間となる上、申立期間に係る国民年金保険料の納付に申立人は直接関与しておらず、保険料の納付及び国民年金からの脱退手続を行ったとする申立人の夫の記憶も曖昧であるため、申立期間に係る加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の夫名義の預金通帳には昭和59年1月24日に申立期間に係る保険料額と同額の振替出金が記録されているが、当該出金により申立期間に係る保険料を納付したと推認することはできない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 752

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで
国民年金制度発足時に、強制加入し、妻と一緒に国民年金保険料を納付していた。最初は町内の組長が保険料を集金していたが、その後、神社に市の職員が来て、保険料を集金していた記憶があり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、町内の組長の所で国民年金の加入手続を行ったと述べているものの、国民年金手帳の交付についての記憶は曖昧である。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和39年3月ごろに夫婦連番で払い出されており、そのころ国民年金の加入手続を行い、35年10月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したと推測されるが、その時点で申立期間に係る国民年金保険料の一部は時効で納付できない上、申立人は定期的に保険料を納付しており、遡^{さかのぼ}って納付したことは無いとしていることから、申立人夫婦は国民年金の加入手続を行った昭和39年度の現年度保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがあらず、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

国民年金制度発足時に、強制加入し、夫と一緒に国民年金保険料を納付していた。最初は町内の組長が保険料を集金していたが、その後、神社に市の職員が来て、保険料を集金していた記憶があり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、町内の組長の所で国民年金の加入手続を行ったと述べているものの、国民年金手帳の交付についての記憶は曖昧である。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和39年3月ごろに夫婦連番で払い出されており、そのころ国民年金の加入手続を行い、35年10月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したと推測されるが、その時点で申立期間に係る国民年金保険料の一部は時効で納付できない上、申立人は定期的に保険料を納付しており、遡^{さかのぼ}って納付したことは無いとしていることから、申立人夫婦は国民年金の加入手続を行った昭和39年度の現年度保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかかえず、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 754

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで

昭和49年に離婚し、50年1月に転居した際、市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は金融機関で納付していた。

国民年金の大切さは理解しており、その他の期間はすべて保険料が納付されているのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している申立期間当時の国民年金保険料額及び国民年金保険料納入通知書兼領収証書の形式は、現在確認できる当時の保険料額、領収証書の形式と相違している。

また、申立人が保管している国民年金手帳の氏名及び住所の変更年月日は、昭和52年6月24日と記載されており、50年1月に市役所に転入届を提出した際、国民年金手帳を持参し氏名及び住所変更の手続を行ったとする申立人の証言と相違する。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から41年3月まで
昭和37年10月から、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間について自分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和37年10月から申立人の夫の分と一緒に国民年金保険料を定期的に納付したと証言しているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は39年2月3日に払い出され、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も当たらないことから、申立人の夫はこのころ国民年金に加入し、37年10月からの国民年金保険料を遡及して納付したと考えられ、申立人の主張と相違する上、申立人は遡及して保険料を納付した記憶は無い。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

さらに、申立人は国民年金加入手続を行ったとするその母親から国民年金手帳を引き継いだ記憶が無く、保険料を納付開始した時の状況が明確でない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から46年3月まで

私は、昭和55年ごろ、未納であった国民年金保険料を特例納付するよう父親に頼んだ。周囲にも20歳を過ぎてから国民年金に加入したため特例納付した人がいたようである。父親は、私の妻の保険料も特例納付してくれており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の父親は既に他界しているため、当時の状況が不明である。

また、申立人は「父親が市役所の2階で国民年金保険料を特例納付した。」と主張しているが、当時の市役所では特例納付に係る保険料を収納していない上、市役所の2階に国民年金課も無く、当時の実態と相違する。

さらに、申立人が所持する「国民年金特例納付案内書」は、特例納付制度を案内するにとどまり、保険料を納付したことを示すものではない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人はその父親が、申立人の妻の保険料も特例納付したと述べているが、その妻は特例納付を行った形跡が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 30 年 9 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで

②昭和 36 年 3 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

③昭和 37 年 8 月 1 日から 40 年 6 月 26 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①については昭和 34 年 10 月に、申立期間②及び③については 40 年 11 月に脱退手当金を支給済みであると言われて驚いた。

申立期間③に係る事業所を退職後、脱退手当金の支払通知書が送られてきたが請求した記憶は無く、分からないものに関わるのが怖かったのでそのまま放っておいた。脱退手当金は受給した記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 10 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②及び③について、脱退手当金の支払通知書は、脱退手当金の支給を決定した際に請求人に通知されるものであるが、申立人は申立期間②及び③に係る脱退手当金の当該通知書を所持しており、これが申立人に送付されたにもかかわらず、申立人が社会保険事務所に問い合わせもしな

かったことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②及び③に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和40年11月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 63 年 10 月 26 日から同年 11 月 1 日まで
(A 事業所)
②昭和 63 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
(B 事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A 事業所と B 事業所は姉妹会社であり、会社側の都合で名前が変わったのである。社会保険事務所の記録では、A 事業所は昭和 63 年 10 月 26 日に社会保険から脱退し、B 事業所は同年 11 月 1 日から社会保険に加入し、私は同事業所に同年 12 月 1 日からの加入となっているが、申立期間について継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①について、社会保険庁の記録によれば、A 事業所は昭和 63 年 10 月 26 日に全喪しており、また、申立人と同様に、全喪と同時に資格を喪失した同僚に照会したところ、「会社から一度、厚生年金保険を抜きますとの説明があった。」と回答している。

申立期間②について、社会保険庁の記録によれば、B 事業所の新規適用年月日は昭和 63 年 11 月 1 日であり、申立人の同事業所における資格取得年月日は同年 12 月 1 日であることが確認できるが、申立人と同様に、A

事業所の全喪と同時に資格を喪失し、その後B事業所において資格を取得している同僚の記録をみると、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所となった日を含め同年12月1日まで3回に分けて従業員を厚生年金保険に加入させていることが確認できることから、厚生年金保険の加入時期については従業員によって異なる取扱いをしていたことがうかがわれる。

また、B事業所における申立人の雇用保険加入記録によれば、資格取得年月日は、同事業所における厚生年金保険の資格取得年月日と同じ昭和63年12月1日であることが確認できる。

さらに、同僚に照会したところ、「当時、会社から保険証が使えないとの説明があった。」と回答している。

加えて、A事業所及びB事業所の事業主は同一であり、申立期間①及び②について、同事業主に照会したところ、「請負事業だったA事業所の社会保険を全喪させて、労働者派遣事業として新しく立ち上げたB事業所の社会保険にA事業所の従業員を加入させていった。その間における空白期間であるが、空白期間について保険料の控除はしていない。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 10 日から 38 年 3 月 11 日まで
社会保険事務所に上記申立期間に係る事業所の被保険者期間の加入照会をしたところ、脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間の訂正をしていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後併せて8ページに記載されている厚生年金保険の被保険者期間が2年以上ある女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和38年3月11日の前後2年以内に資格喪失した者が26名確認でき、この26名のうち、資格を喪失した日に転職して他の事業所で厚生年金保険に加入していた11名を除く15名の支給記録を確認したところ、13名について資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
昭和 53 年 1 月 1 日から A 事業所に勤務しており、同一の勤務形態だったにもかかわらず、55 年 10 月 1 日から厚生年金保険の被保険者となっている。申立期間が厚生年金保険被保険者となっていない事に納得がいかないため申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が管理する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号 4367 番（昭和 52 年 12 月 1 日取得）から申立人の同番号 5043 番（昭和 55 年 10 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した^{こんせき}痕跡も認められない。

さらに、A 事業所に照会したところ、「申立人と同一の勤務形態で申立期間当時に採用した元従業員約 50 人のうち、15 人ほどが兼業先で厚生年金保険の被保険者となっていたなどの理由で、厚生年金保険の被保険者としていなかった。」との証言を得たことに加えて、「申立期間について、厚生年金保険料を徴収しておりません。」という文書回答を得た。なお、申立人は、昭和 55 年 10 月 1 日に兼業先を移ったとしており、社会保険事務所が管理する記録によると、申立人が申立期間当時兼業していた事業所の新適は、平成 3 年 4 月 1 日である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から 43 年 3 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらった。当時、健康保険料・厚生年金保険料が控除されていたかはっきり記憶していないが、雇用保険料が控除されていたのは記憶している。社会保険の適用があったはずなので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、A事業所B支店において、昭和 41 年 8 月 8 日から 43 年 4 月 15 日まで、申立人が雇用保険に加入していた記録は確認できるものの、社会保険事務所の管理するA事業所B支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号 100 番（昭和 41 年 2 月 1 日取得）から同番号 228 番（昭和 43 年 10 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

さらに、A事業所は申立期間後にC事業所に経営統合されているため、C事業所及び申立期間当時の健康保険の手続を行っていたD健康保険組合に申立期間における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について照会したが、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 55 年 9 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで
②昭和 59 年 6 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①はA社B支店で、申立期間②はC社で正社員として勤務し、健康保険被保険者証をもらった記憶があるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①について、社会保険事務所が管理するA社（現在は、D社）の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号 1358 番（昭和 55 年 8 月 25 日取得）から同番号 1725 番（昭和 56 年 11 月 2 日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人のA社に係る記録は確認できない上、支給期間の特定はできないものの、申立期間に失業給付の基本手当が支給されていた記録が確認できる。

さらに、申立人は当時の上司や同僚等の氏名を記憶していないため、D社に照会をしたところ、「申立期間当時の記録は保存されていないため、当時、支店や営業所を管理する部署に勤務していた者から聴取をしたが、申立人のことを覚えている者は確認できない。」としており、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、C社は昭和61年6月29日に全喪しており、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号44番（昭和59年4月1日取得）から全喪日までの被保険者である同番号50番（昭和61年2月21日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人のC社に係る記録は確認できない上、昭和59年5月30日から同年11月25日まで失業給付の基本手当が支給されていた記録が確認できる。

さらに、元事業主と事務責任者であったその妻に、厚生年金保険の加入取扱いについて照会したところ、「厚生年金保険に加入していた者と加入していない者がいた。申立人が勤務していたのは確かだが、申立人の厚生年金保険への加入手続を行った記憶は無い。」としている。申立人が挙げた、申立人より後から入社し同様の職種であったとする同僚2人についても、C社での厚生年金保険の加入記録は確認できず、同社で申立期間において被保険者であった複数の者から聴取をしたが、申立人に関する証言は得られなかった。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間のうち昭和59年5月から60年3月までの期間及び62年4月から同年9月までの期間は、国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 37 年 4 月ごろから 38 年 6 月ごろまで
(A 事業所)
申 立 期 間 : ②昭和 38 年 6 月ごろから同年 10 月ごろまで
(B 事業所)

A 事業所及び B 事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料はない。

申立期間①について、社会保険事務所が管理する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票の健康保険番号 1 番（昭和 17 年 11 月 1 日取得）から同番号 239 番（昭和 38 年 10 月 1 日取得）までの被保険者を確認（健康保険番号 1 番から 234 番までは健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認し、235 番から 239 番までは同原票にて確認）したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人が同僚として記憶していた者より、「A 事業所は、なかなか厚生年金保険に加入させなかった。」との証言を得ることができ、同氏が、厚生年金保険被保険者の資格を取得した日は、申立期間より後であることが社会保険事務所の記録から確認できる。

申立期間②について、社会保険事務所が管理する B 事業所の健康保険厚

生年金保険被保険者原票の健康保険番号 29 番（昭和 37 年 8 月 1 日取得）から同番号 39 番（昭和 39 年 1 月 10 日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、B 事業所に申立期間当時勤務していた者より、「申立期間当時は試用期間があり、すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」との証言を得た。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 10 月から 37 年 6 月まで
(A 事業所)
②昭和 37 年 7 月から 38 年 10 月まで
(B 事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

B 事業所で一緒に勤務していた妻は厚生年金保険の加入記録が確認できることから、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、A 事業所及びB 事業所は社会保険事務所の資料では、適用事業所であることは確認できないが、両事業所を経営していたC 事業所は申立期間において適用事業所であることが確認でき、申立人の妻も同事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるため、社会保険事務所が管理する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票により、健康保険番号1 番（昭和 34 年 6 月 25 日取得）から同番号 320 番（昭和 40 年 2 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

さらに、C 事業所は既に全喪しているうえ、同事業所の申立期間当時の事業主並びにA 事業所及びB 事業所の支配人も既に死亡しているため、C 事業所の全喪時の事業主に申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金

保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかつた一方で、申立人が同僚としてあげた者についても申立期間において同事業所で厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。